

## 第 435 回山口地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和 5 年 8 月 3 日 ( 木 ) 9 時 30 分 ~ 10 時 25 分

2 場 所 山口地方合同庁舎 2 号館 5 階 共用第一会議室

3 出席者

公益代表委員	小 林 友 則 委 員
	神 保 和 之 委 員
	難 波 利 光 委 員
	濱 嶋 清 史 委 員

労働者代表委員	大 原 敬 典 委 員
	河 村 裕 幸 委 員
	倉 重 里 加 委 員
	宮 本 晴 充 委 員
	横 山 崇 委 員

使用者代表委員	阿 野 徹 生 委 員
	藏 藤 共 存 委 員
	坂 本 竜 生 委 員
	嶋 本 健 児 委 員
	中 村 眞 佐 子 委 員

事 務 局	
労働局長	名 田 裕
労働基準部長	上 条 訓 之
賃 金 室 長	藤 村 哲 也
賃金室長補佐	大 塚 智
賃金指導官	吉 富 雄 治

4 議 題

- (1) 令和 5 年度の山口県最低賃金の改正について
- (2) 目安の中央最低賃金審議会の答申を踏まえた地方最低賃金審議会委員へのメッセージについて
- (3) その他

### 賃金室長補佐

本日の審議会は、山口地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項により公開とされており、本日、傍聴の事前申込みが9名の方からありましたことをご報告いたします。

それでは、会議に先立ちまして、今9名の傍聴人の方をこちらの部屋にお通ししてよろしいでしょうか。

### 【傍聴人入室】

### 賃金室長補佐

全員お揃いになりましたので、小林会長、よろしくお願いいたします。

### 会 長

ただいまから、第435回山口地方最低賃金審議会を開催いたします。

事務局から、定足数について説明してください。

### 賃金室長補佐

本日は公益委員の通山委員がご欠席です。本日の審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されております要件（委員の3分の2以上、または公・労・使各3分の1以上の出席）を満たしており、会議を開催し、議決することができることをご報告申し上げます。

### 会 長

それでは改めまして、傍聴の方にはお願いですが、お手元に配付されております「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を守っていただくよう、お願いいたします。

それでは議事に移ります。議題1の「令和5年度の山口県の最低賃金の改正について」です。7月28日に中央最低賃金審議会から示された「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安」を踏まえて労使委員の基本的な主張について、この場で述べていただきたいと思っております。

では、労働者側からお願いします。

### 横山委員

はい、労働者側の方から主張をさせていただきたいと思っております。

まず、これまで長期化しており、また新型コロナウイルス感染症は本年5月8日以降、季節性インフルエンザと同じ第5類に移行し、少しずつコロナ禍前の日常生活に戻ろうとしており、コロナ禍で落ち込んだ経済が回復に向かいつつあり、まさにこの局面で、日本経済のステージを転換し経済を持続的な成長へと導くためにも、本年の春季生活闘争でかつてない水準で実現した賃上げの成果を、未組織の労働者へも広く、確実に波及させる必要があると認識しております。

加えて昨年から続く、世界的な原材料価格の上昇、ロシアによるウクライナ侵攻、様々な要因が絡み合い急激な物価上昇が起こっており、消費者物価指数は昨年以降、上昇したままの状況となっています。また10月以降には「電気・ガス価格激変緩和措置」が終了する予定となっており、先行きを見通す状況は確実に変化することが予想され、昨年以上の賃金引き上げが必要であると考えます。そのうえで、数点意見をさせていただきます。

1点目、最低賃金の引き上げの重要性についてです。

ここ数年にわたり、日本の最低賃金の低さについては申し上げてきましたが、とりわけ山口県においては昨年31円引き上げられ888円となったものの、連合が試算するリビングウェッジ(生活するうえで最低限必要な賃金水準)ですがこちらにおいては、山口県では時間額1,020円が必要であることが示されており、加えて、仮に時間額1,020円となった場合においても、年間2,000時間働いて204万円程度にしかならず、いわゆるワーキングプア水準にとどまる状況であります。「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことに足る水準として十分であるとは言えません。

また、先程申し上げたとおり、急激な物価上昇が継続している状況に加え、10月以降は「電気・ガス価格激変緩和措置」が終了する予定となっており、更なる消費者物価の上昇が予想され、労働者のみならず、国民全員に影響を及ぼすこととなります。したがって、最低賃金近傍で働く労働者の生活水準の維持・向上の観点から、実質賃金を強く意識した最低賃金の引き上げは非常に重要だと認識するところであります。

加えて、本年の春闘において労働組合は「人への投資」を積極的に求め、山口県でも賃上げ率は、県の最終結果によると3.79%となっており、過去最大となる底上げを図ることができております。この成果を未組織の労働者への広く、確実に波及させる必要があると認識しております。

2点目、地域間格差についてです。

地域間格差は地方部から都市部へ労働力を流出させる一因となり、結果として地方の中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車をかけ、地域そのものの持続性にも悪影響を及ぼす恐れもあります。このまま他県との格差が拡大・継続していくとAランク地域への人材流出はもとより、近隣Bランク地域への人材流出にも歯止めが掛からない状況となり人材流出を防ぐためにも、地域間格差の是正に向け今年度も真摯に審議を行わなくてはなりません。

また現在、全国加重平均961円に対し山口県888円と73円も差をあけられている山口県の実態を踏まえた審議が必要であることに加え、今年度より最低賃金の目安額を示す都道府県別のランク分けを現行の4つから3つに減少し、地域間格差の縮小に繋がることを期待されています。とりわけ山口県においてはCランクからBランクとなることから、あらためて地域間格差の是正に努める必要があると認識しております。

3点目、目安答申についてです。

7月31日の本審にて、目安答申の説明があったところであり、Bランクの山口県においては、過去最大の上げ幅となる40円が示されました。昨年に引き続いての過去最大の

目安となりましたが、今年度も労使双方が、物価上昇や雇用情勢等、あらゆる方向から議論を行うとともに、真摯な議論を十分に尽くした結果であり、この目安額を尊重することに加え、地方最低賃金審議会の自主性発揮も非常に重要であると認識をいたします。また公益委員見解の「地方最低賃金審議会への期待等」として、「今年度の目安額は最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、これまで取り組んできた地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配慮いただきたい」と示されております。よって更なる地域間格差の是正に向け目安額を超えた議論も必要と考えております。

最後に、発効日についてです。

昨年と同様、目安答申が遅れることとなり、発効日への影響も危惧するところでありますが、最低賃金近傍で働いている人の実生活は、先程も申し上げたとおり、急激な物価上昇に耐えられず、今も苦しい状況にあります。勿論、発効日ありきではございませんが、この審議会・専門部会の議論を通じて、一日でも早く発効できるよう取り組みを進め、その方々への一助となるよう努めて参りたいと思っております。

以上です。

## 会 長

ありがとうございました。では次に使用者側からお願いします。

## 阿野委員

それでは使用者側の基本的な主張を申し上げたいと思います。まず山口県経済の状況の認識についてでございます。

新型コロナウイルス感染症が5月8日から5類感染症に移行し、「ウィズコロナ」の考え方のもと、本格的な日常生活や経済活動を取り戻す、新たなステージが始まったところでございます。

とは言え、コロナ感染症は完全に消滅したわけではなく、先行きにつきましては海外経済・物価情勢、安全保障を巡る国際情勢の緊迫化の動向などにも注視しつつ、ウィズコロナ政策で本県経済を力強く再生をし、持続可能な成長軌道に乗せて行くことを、経済界全体で加速する努力をしなければならないと私どもは認識しております。

こうした中、日銀下関支店は「山口県金融経済情勢」において、10か月連続で「県内景気は持ち直している」と判断いたし、山口財務事務所の「法人企業景気予測調査結果」におきまして、本年4月～6月期の県内企業全体の景況判断 BSI、すなわち上昇しているとする比率から下降しているとする比率を差し引いた BSI はプラスマイナス0.0ポイントと、「上昇」と「下降」が同率に回復するなど、県内経済は総じて持ち直しているとの見解でございます。

しかしながら、特に最低賃金の影響を多く受けます中小企業・小規模事業者に関しましては、先のその山口財務事務所の「法人企業景気予測調査結果」において、景況判断 BSI はマイナス 14.3 ポイントでありまして、さらに山口県中小企業団体中央会の令和5年6月期の「景況調査結果」におきましても、景況DI値は5月と同一のマイナス 22.5 と改善

していないなど、中小企業の景況判断は厳しい状況が続いておりまして、原材料費やエネルギー価格の動向や供給制約等の影響も注視が必要など予断を許さない状況にございます。

加えまして、新型コロナの影響で売上げが減少した企業を支援するために令和2年度から3年度にかけて実質無利子・無担保のいわゆる「ゼロゼロ融資」、県内では約1万5千件の総額2千4百億円余の融資が実行されておるわけにございます。1件平均1,650万円の融資でございます。これが3年間の据置き返済猶予の期間を経過いたしましていよいよ借入金の返済が始まったわけにございますが、業況が十分に回復しきってない中での返済開始という企業も多く、中小企業の経営状況はさらに厳しさを増しているところでございます。

次に最低賃金改定に向けた基本認識について申し上げます。

このような状況の中で本県の最低賃金改定に関する審議を行うことになるわけにございますが、使用者側といたしましては、足下の物価上昇、春季労使交渉における各社の賃金引上げの状況、また、人手不足の中での人材の確保・定着の観点から、労働人口が確実に減少している中で「人件費はコストではなく投資である」との考え方にもたち、賃金引上げの必要性については理解をいたし、可能な限りの対応が求められていると認識をいたします。

しかしながら、最低賃金制度は、賃金の低い労働者に対するセーフティーネットであり、企業の業績の良し悪しにかかわらず、全ての使用者に強制力を持って支払い義務を課する罰則付きの強行法であるとともにまた下方硬直性が極めて強いものでありますことから、賃金引上げや消費拡大などの政策実現の手段であってはなりません。

決定に当たりましては、最低賃金法第9条第2項で定める「法の原則」、すなわち労働者の生計費、労働者の賃金、使用者の賃金支払能力の3要素を総合的に勘案して、納得感のある水準として決定されるべきものでございます。

にもかかわらず、本県の最低賃金につきましては、コロナ感染拡大の影響等を考慮して据置きとされました令和2年度、2020年度を除き、平成28年度から昨年にかけて、県内企業の賃金引上げ実態を大幅に上回る、3%超という、経営実態と乖離した引上げが政府方針への配慮等から決定されてまいりました。

よって、この間におけます、引上げ後の最低賃金を下回っている労働者の割合、すなわち、「影響率」これも二桁を示しており、平成30年度には15.9%、令和元年度は16.6%、令和3年度は16.9%、昨年度は16.8%となるなど、高止まりの状況が続いておりますことから、直接的な影響を受ける県内企業は確実に増加をいたしており、中小企業からは、経営実態に十分に考慮した審議が行われていないのではないかとの声も多く聞かれるところでございます。

私ども使用者側は、県内企業の経営実態や地域経済の現状を踏まえ、各種調査結果や指標・データ等の明確な根拠に基づく議論・審議を経て、法が定める3要素が総合的に勘案された本県の最低賃金を決定されることを改めて求めるところでございます。

次に金額審議について申し上げます。

この度、中央最低賃金審議会から、地方最低賃金審議に資するため、最低賃金改定の目

安に関します公益委員見解、及びこれに関する小委員会報告が提示されましたが、目安額につきまして、昨年に続き 意見の一致が見られないまま、地方最低賃金審議会に公益委員見解として提示されたことに関しては 誠に残念と言わざるを得ません。

公益委員見解の中では、最低賃金法に定める3要素について、それぞれデータを示しながら、それぞれの要素の側面から 目安額設定に当たっての考え方が述べられているところではございますが、しかしながら最終的な目安額の引上げ率が、昨年の最低賃金改定の発効時期である昨年 10 月から本年 6 月までの、全国の消費者物価指数の対前年上昇率と全く同率の 4.3%増とされたことについては、昨年もそうでありましたように「結果的に、3要素のうち、特に労働者の生計費を重視した目安額とした。」とあるとおり、3要素を総合的に勘案したとは言い難いものであると受け止めざるを得ません。

「3要素の総合的な勘案」とは、3要素のうちどれを選択するかではなく、3要素の現状やその実態が、3つの要素が同じウエイトとまでは申しませんが、多かれ少なかれ、いずれもが反映された引き上げ額であるべきだと私どもは考えます。

いずれにいたしましても中賃の公益委員見解では、「目安は、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものではあるが、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではなく、地方の審議会が、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。」と明記されていることに加えまして、また、前回の専門部会におけます小林会長からの「本県の地域データを用いた金額審議をすべきであり、その結果、目安額が上回る場合も、あるいは下回る場合もあることを認識すべきである」といったご意見も踏まえまして、山口県の実態を示す各種指標・データによる明確な根拠のもとで、これからの金額審議を行って参りたいと考えます。

使用者側といたしましては、企業の賃金改定の実態を示し、法が定める3要素を総合的に表しております「賃金改定状況調査結果」の第4表、あるいは、県内企業におけます春闘での妥結状況（賃上げ率）等を重視する旨を従来から主張しておりますが、今年度におきましてもこうしたスタンスに変わりはありません。

次に発効日についてでございます。

発効日につきましては、地方最低審議会で議論して決定できることになっており、前回の本審におきまして、事務局から、その旨の説明もあったところでございます。

当審議会においては 10 月 1 日発効を前提とした審議日程が組まれておりますが、10 月 1 日、あるいは 10 月発効が本当に適当なのかという問題もあり、本質的議論も行う必要があると考えておきまして、前回、難波専門部会長からもお示しございましたように、専門部会の中で、本質的な議論も行いたいと思っております。

最後に答申に向けまして、使用者側といたしましては、地方最低賃金審議会においては、公労使で議論を尽くし、納得感のある改定額等を全会一致で決定するということを目指して真摯な議論を尽くしたいと考えており、この点につきましては、公益側・労働側の各委員にもご理解いただきたいと思っておりますが、万一、労使の意見がまとまらず、公益委員見解を示す状況になる場合におかれましては、考え方、根拠を明確にした公益見解を示していただくようお願いいたします。

今年度の審議におけます使用者側の基本的な主張でございます。よろしくお願いいたします。

## 会 長

ありがとうございます。ただいま、労働者側、使用者側双方から主張を述べていただきました。具体的な金額審議につきましては、ただ今の労使双方から主張されたことを踏まえまして、今後開催します専門部会の中で行うことにします。

それでは次に議題2の「目安の中央最低賃金審議会の答申を踏まえた、地方最低賃金審議会委員へのメッセージ」になります。本部会において、ビデオメッセージを周知する趣旨を事務局から説明願います。

## 賃金室長

それでは、ご説明いたします。今回ビデオメッセージをお送りすることとしたのは、全員協議会報告において、「目安の位置付けが地方最低賃金審議会の委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを事務局に対し要望すること、それから「発効日については、改めて、「審議の結果で決まるものであることや、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項においても発効日は公労使で議論して決定できる」ことについて周知することが適当」とされていることを踏まえた対応でございます。周知に当たっては、目安の位置付けと同様に、中央最低賃金審議会の戎野会長代理から地賃の委員に対し直接伝達することにしたものでございます。

以上でございます。

## 会 長

それでは、戎野会長代理のビデオメッセージをご覧いただきたいと思います。事務局は準備をお願いします。

## 賃金指導官

それでは事務局で準備させていただきますので少々お待ちいただければと思います。

### 【ビデオのメッセージ】

中央最低賃金審議会の戎野と申します。

令和5年度地域別最低賃金改定の目安について、中央最低賃金審議会答申を踏まえまして、メッセージをお伝えしたいと思います。

本来であれば、藤村会長がお伝えすべきところではありますが、会長が体調不良のため、会長代理であります私よりお話申し上げたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

1点目はこのビデオメッセージの趣旨です。

令和5年4月6日にとりまとめられた、「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」において、目安の位置づけの趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを事務局に対し要望されました。

これを受けまして、目安の位置づけの趣旨に加え、この度中央最低賃金審議会においてとりまとめられた令和5年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員に直接伝達されるよう、私からビデオメッセージを送らせていただくこととなりました。地方最低賃金審議会の委員の皆様におかれましては、視聴していただく場を設けることとなった次第です。

視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金額の改定に向けた議論に向け、改めて、目安並びに今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思います。

2点目は、目安の位置付けです。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和5年度目安小委報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたいと思います。

従いまして、公労使での真章な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものであります。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思います。

3点目は、令和5年度目安のポイントです。

今年の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねてまいりました。この結果、目安額については、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円となりました。

3要素のそれぞれの評価のポイントについて、簡潔にご説明申し上げます。

まず、「賃金」についてです。

連合及び経団連が公表しました賃上げ率は、30年ぶりの高い水準となっております。また、賃金改定状況調査の第4表の男女計及び一般・パート計についても、平成14年以降最大となる、2.1%という結果でありました。継続労働者に限定した第4表は2.5%でありました。

次に、「通常の事業の賃金支払能力」についてです。これは、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

各種統計資料を見ますと、改善がみられる資料もいくつかありました。

しかしながら、今年度の議論におきましては、企業の支払能力の厳しさを示すものとして、価格転嫁の状況が特に注目されました。価格転嫁が進んでいる企業も増加する一

方で、転嫁が進まない企業も増えておりまして、2極化がみられました。価格転嫁が不十分な状況が、賃上げ原資の確保を難しくしている状況にもつながっている、その状況にも留意をいたしました。

最後に、3要素のうち、今年度の公益委員見解で最も重視した、「労働者の生計費」についてです。ここは少し詳しく申し上げたいと思います。消費者物価指数については、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る水準でありました。

直近の月次を見ると、対前年同月比で、今年4月に4.1%、5月に3.8%、6月に3.9%となっております。昨年10月から今年1月にかけて「持家の帰属家賃を除く総合」4%超え、5%以上にも達する高い伸びとなった時期と比べますと対前年同月比の上昇幅は縮小傾向にありますが、しかしながら引き続き高い水準であります。

消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の影響で一定程度押し下げられております。「総合」では、6月は1%ポイント押し下げられているという試算が出ております。

なお、6月の使用分から電気の規制料金の値上げが行われている上に、当該事業の適用は、9月使用分までとされておりまして、10月使用分以降の扱いについては現時点では決まっていないことを確認しております。

このような中、最低賃金に近い資金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要であると考えております。さらに、昨年以来、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であり、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えました。

こうした3要素のデータを総合的に勘案しまして、今年は4.3%を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

次にランクごとの目安額についてです。新しい資本主義実行計画などの関議決定文書においても、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格量の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点からも少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であると考えました。

その上で、賃金改定状況調査の第4表や、消費者物価指数のランク別上昇率を見ますと、各ランクに大きな状況の差異があるとは言いがたいと思います。しかしながら、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えました。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の参考資料としてまとめております

ので参照していただきたいと思います。また、これまで目安に関する小委員会で提示いたしました資料については、地域別のもも含まれておりますので、適宜参照いただければと思います。

また、今般の最低賃金改定の目安は、過去最高額となる高い額でありまして、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいとのご意見があることも認識しております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員といたしましても、今年度の最低賃金の上げが着実に行われるよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備を行うよう各種要望を例年以上に盛り込んだところであります。

具体的には、生産性向上の支援につきましては、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求めました。特に、業務改善助成金につきましては、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充と、最低賃金の地域間格差を是正しつつ引き上げていくために、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望いたしております。

さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望いたしました。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要であること、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要であることも記載いたしました。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底も要望したところであります。

さらに、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有するとともに、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望いたしました。

4点目は、発効日についてです。

発効日については、10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引き上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見もあると承知いたしております。

令和5年全員協議会報告において、発効日とは審議の結果で決まるものであり、発効の時点の規定する最低賃金法第14条第2項におきましても発効日は公労使で議論して決定できるとされています。このことを、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当であるというふうに記載されています。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。

5点目、最後になりますが、これは公労使による真摯な議論についてです。

これまで述べてきましたとおり、目安額を示す際に、様々な資料に基づいて公労使で真摯な議論を行ってきたところでもあります。地方最低賃金審議会におきましても、公労使による真摯な議論が行われますことを期待しております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果については、注目していきたいと思っております。皆様には、中央最低賃金審議会の報告も参考になさって、公労使による真摯な議論をお願いしたいと存じます。

以上です。どうもありがとうございました。

## 会 長

以上、会長代理からのビデオメッセージでございました。

続きまして、議題3に移らせていただきます。議題3の「その他」ですが、何かありますか。

## 阿野委員

議題2のメッセージについて事務局に確認をさせていただきたいと思いますが、このメッセージが発信されたのが、いつかということと、このメッセージは地方最低賃金審議会の各委員に対して発せられたメッセージという理解で、今の会長代理のメッセージはオープンになっているものか。例えば厚労省のホームページとかで誰でも視聴できるものなのか、あくまでも一方通行で中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対して、要するに関係者以外はこのメッセージを聞くことができないのかその点についてわかりになれば、ご説明いただければと思います。

## 労働基準部長

はい、事務局の方から回答させていただきます。

会長代理のメッセージがいつ収録されたのか、そのあたりはわかりません。

## 阿野委員

収録じゃなくて、発信されたのがいつかということです。

## 労働基準部長

発信されたのがいつかはわかりません。確認させていただきたいと思います。

それが一つと、二つ目のご質問については、これはあくまで地審の委員に対するメッセージで実際オープンになっているわけではありません。ですが、厚労省から委員に対して発信するよということ、審議会の場も含めて説明しても全然問題ないということです。

## 阿野委員

私ども使用者側は、このメッセージが出たということは、例えば経団連なり、全国中

央会なりからそういう情報は入っているので、今日初めて見せていただいたのですが、オープンにはなっていないということですが、当然会長代理としてのメッセージということは、中央最低賃金審議会の労側、使側の各委員には今の時点では、もうメッセージはこういうふうに出しますよということは、流れているというか情報は当然いっているという理解でよろしいですね。

#### **労働基準部長**

それは確実に委員にいつているかというのはなんとも確認しないとわからないですが、普通に考えればこちらに流すということは、中央最低賃金審議会の委員まで伝わっていると思われます。

#### **阿野委員**

そういう情報が発信されたビデオが出たということは、私どもはまだ伺っていなかったものですから確認していただければと思ひます。

#### **労働局長**

ビデオメッセージを周知するように指示がきたのはいつかわかりますか。

#### **○労働基準部長**

月曜日だったと思ひます。

#### **○労働局長**

月曜日ということは7月31日ですか。

#### **横山委員**

少なくとも労働者側は先週末にはビデオメッセージが流れるからという連絡がきてあります。中央の労働者側の方からそうした連絡があり、メッセージを聞いてくださいということでした。

#### **労働基準部長**

確認させていただきたいと思ひます。

#### **神保委員**

公益委員の神保です。今の話を聞いて、使用者側も労働者側もそれぞれ何らかの中央の審議について、そのアナウンスはそれぞれに流れていると認識すればよろしいですね。私ども公益としては、それぞれ中央最低賃金審議会で状況は、それぞれの団体の地方審議会委員とそれぞれ使側、労側に流れているというふうには理解しておけばよろしいですね。

### 阿野委員

流れてはいますが、共通のものかどうかはわかりません。それぞれの団体で流しますから使側が早い時もあるし、遅い時もあるし、労側が早い時もあるし、遅い時もあります。

私どもが経団連から得る情報と、例えば坂本委員が全国中小企業中央会から得る情報が必ず同一の時期とは限らないということです。

### 神保委員

はい、ありがとうございました。

### 会 長

よろしいでしょうか。はい、それで今の点以外に何かございますか。

では、事務局の方から何かございますか。

### 労働基準部長

前回の審議会において、使用者側の阿野委員からご質問いただきました目安の 4.3% の根拠について、厚生労働省労働基準局賃金課に確認いたしました。同課によると、一つ目「3要素のデータを総合的に勘案」「労働者の生計費を特に重要視」して、4.3%とした。二つ目は、また「3要素のデータに基づき」と言っている以上、特定の指標に着目して決めるものではないため、最終的には「総合的に勘案」という言い方にならざるを得ないという回答でございましたのでご報告いたします。

労働者側の横山委員から当審議会における「テレビ会議システム」の活用についてご提案いただきましたが、実際対応は可能ですが、運営規程の改定が必要となりますので、お時間を頂戴いたしたいと思います。

以上でございます。

### 会 長

私の方から 1 点よろしいでしょうか。対応可能というお話でしたけどもそれは設備が整っているという理解でよろしいでしょうか。

### 労働基準部長

そのとおりです。

### ○会 長

はい、ありがとうございます。ではその他何か質問等ございますか。

### 賃金室長

本日の資料について簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

資料 No. 1 につきましては、これは前回令和 5 年 5 月期の結果でございましたけどもこの度 6 月期が出ましたので更新したものをお配りしているということでございます。

資料 No. 2 でございます。これにつきましても山口市消費者物価指数の 6 月分が発表されてございますので、これをお配りさせていただいております。

続いて資料 No. 3 でございます。山口県の経営情勢でございますけども当局におきまして令和 5 年 6 月分について添付させていただいております。

それから資料 No. 4 は、前回の審議会の中で濱島委員からのご要望がございました目安額近傍の分布率と、現行の山口県最低賃金の 888 円から目安額 40 円を上昇した場合の上昇率を明記した資料でございます。なお、同じく委員から審議会の中で実質賃金を示した資料作成のご要望がございましたが、こちらに関しましては前回の審議会で配布しております資料 No. 5 (2) の 12 ページに記載がございますので、そちらをご覧くださいただけたらと思います。

それから資料 No. 5 につきましては、私どもの資料を作成する過程におきまして印刷の不具合がございまして、総括表就業形態(一般)裏面の 939 円以降のデータが総括表就業形態(全て)のデータとなっていたこと、それから総括表就業形態(パート)裏面の 939 円以降のデータが総括表就業形態(一般)のデータになっていたため、このように差し替えをさせていただいたということでございます。

以上でございます。

**会 長**

はい、ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

**濱島委員**

すみません。資料 No はどこに該当しますか。

**賃金室長**

前回の資料 No. 5 (2) の です。

**会 長**

資料 No. 5 (2) の A 3 の紙を差し替えるということでしょうか。

### ○賃金指導官

説明が前後して申し訳ございません。先程、室長から説明させていただいた資料 No. 5 に関しては、本日、配付させていただいたものです。

濱島委員から今ご質問いただいたのは資料 No. 4 についてご質問いただいたのですが、順を追って回答させていただきます。

まず小林委員からご質問いただいた A 3 の 4 枚を差し替えたなら良いかというご質問ですが、今ご質問いただいたとおり前回お配りした資料 No. 5 (2) の についています A3

の紙4枚のうち一般の部分とパートの部分の裏面が939円以降の印刷が936円のデータが印刷されたものが混ざってありました。委員の一部においては、既に正確なものがお配りできている方もいらっしゃるかと思うのですが、どの方に正確な資料を配付できていたか把握できておりませんので、一律差し替えとさせていただきます。

戻りまして、濱島委員からご質問いただいた実質賃金のご質問だったかと思うのですが、それに関しては前回お配りしております資料No. 5(2)の、12ページ、県の資料ではあるんですけども、(2)のところに賃金指数、労働時間数、雇用指数とありまして決まって支給する給与のところに実質賃金の項目がございましたのでこちらをご紹介します。次第です。

分かりづらい説明になり、申し訳ございませんでした。

### **濱島委員**

資料には実質賃金と出ているのですが、こういう形で実質最低賃金の推計が本来されるべきだということを申し上げたのですが。実質最低賃金が求められるべきで、全体の名目賃金、実質賃金だけではなくて実質最低賃金を参考にみるのが望ましいのではないかと。

### **労働基準部長**

時間が押しているのですが、また後程ご相談させていただいてよろしいですか。

### **濱島委員**

はい。

### **会 長**

はい、最低賃金の実質賃金については、また改めて検討していただければと思います。では、他にございませんでしたら、この後は専門部会を開催させていただきます。こちらでは金額審議を行います。

なお、金額審議に関する部分につきましては非公開とさせていただきますのでよろしくお願いたします。

それでは、これをもちまして第435回山口地方最低賃金審議会を閉会といたします。お疲れ様でした。